

介護保険の給付対象となる福祉用具購入の取扱いについて

平成30年8月1日改正

1. 福祉用具購入費の支給対象となる種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限られます。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限られます。）

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、シート等の関連製品は除かれます。

(3) 入浴補助用具

入浴補助用具は、以下のとおりです。

- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限られます。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限られます。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限られます。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限られます。また、踏み台として利用する入浴台は含まれません。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限られます。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限られます。
- ⑦ 入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限られます。

(4) 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けるなどして収納できるものを含み、また、居室において必要であれば入浴が可能なものに限られます。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものに限られます。

2. 購入にあたっての注意

福祉用具は都道府県から特定福祉用具販売事業者として指定を受けた事業者で購入してください。指定を受けていない事業者で購入された場合は保険給付できませんのでご注意ください。

3. 保険給付の額

要支援、要介護状態区分にかかわらず、毎年4月から1年間に10万円まで福祉用具を購入することが可能で、購入費用から自己負担額（1割・2割・3割のいずれか）を除いた額が保険給付となります。ただし、上記の期間にかかわらず、同一種目の福祉用具の購入はできませんが、同一種目でも用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合など、再度購入することができますので、高齢介護課窓口で相談して下さい。

4. 申請の手続き

購入後「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書」に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添えて申請して下さい。

5. 添付書類

- (1) 領収証（領収証のあて名は、本人として下さい。但し書きも記入してください。）
- (2) パンフレットなど購入した福祉用具の概要がわかるもの
- (3) 福祉用具サービス計画書